

1. 商品名	財形住宅預金
2. 販売対象	55歳未満の勤労者
3. 期間	5年以上
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	事業者が預金者の給与から天引きして預入れるものとします。 1,000円以上 1円単位
5. 払戻し方法	元利金全部の支払いは、自己の持家としての住宅取得・持家である住宅の増改築の対価に充てる時に払い戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払日 (3) 計算方法	預入金額ごとに預入日または継続日から満期日の前日までの日数に応じた利率を適用します。 住宅資金等にかかる支払のため、当該預金の全部または一部をその資金として充当することを条件として払出すときに支払います。 預入金額ごとに預入日又は継続日から満期日の前日までの日数に応じた利率によって1年複利の方法により付利単位は1円として、1年を365日とする日割により計算。
7. 手数料	
8. 付加できる 特約事項	勤労者財産形成給付金、勤労者財産形成基金給付金を給付金支払金融機関または事業主を通じて預入れできるものとします。
9. 要件外の払出 の場合	やむを得ない事由により要件外で払い戻す場合には、預金のすべてを解約することとし、解約時の支払利息については非課税の適用は受けられなくなり、所定の税率により計算した税額を徴収します。(預金者の重度障害による払出しの場合は除きます。) 既に非課税で支払済の利息についても5年間にわたり遡って所定の税率により計算した税額を追徴します。(預金者の死亡、重度障害による払出しの場合は除きます。)
10. その他参考 となる事項	財形非課税制度の適用により財形年金預金と合わせて元利金550万円までは非課税となります。
11. 預金保険制 度の対象	預金保険制度の対象となります。
12. 当行が契約 している指定 紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772